令和5年度

いじめ防止基本方針

<令和5年7月一部改訂>

鯖江市北中山小学校

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかに するとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることによ り、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

-福井県いじめ防止基本方針(案)より-

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、 いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心 身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できる ように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、 自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めま す。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、ふるさと教育等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

文科省「私たちの道徳」や福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方についてユニバーサルデザインの視点で授業づくりを行い、、公開授業や授業研究に努め、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、ポジティブ教育を推進し、児童の自己有用感や集団への適応感を高めていく。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ 防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解 や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について指導し、保護者に対しても「北中山幼小スマートルール」を広め家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。毎週木曜日に、情報共有・研修の場をもちます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任 が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的に「ちょっときいて」等の相談アンケートをして行い、いじめ等の 問題の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施・教育相談体制の充実

学級担任とスクールカウンセラーによる定期的な個別面談を通して、学習 や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きか けにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(4) いじめの早期対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめを認知(思われるものも含む)した場合、該当教諭は直ちに管理職及び対策チームに報告・連絡し、早期の組織対応に努めます。

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有(毎週木曜日に終礼を実施)するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○保護者への対応

事案を認知したら、直ちに事実確認をするとともに、関係児童の保護者への連絡を行う。指導後は聞き取り内容や指導内容を報告をするとともに、事 案の経過を把握するために保護者との連絡を密にする。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保する とともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導 を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(5) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護 者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、 養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための 具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」に ついての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡 体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

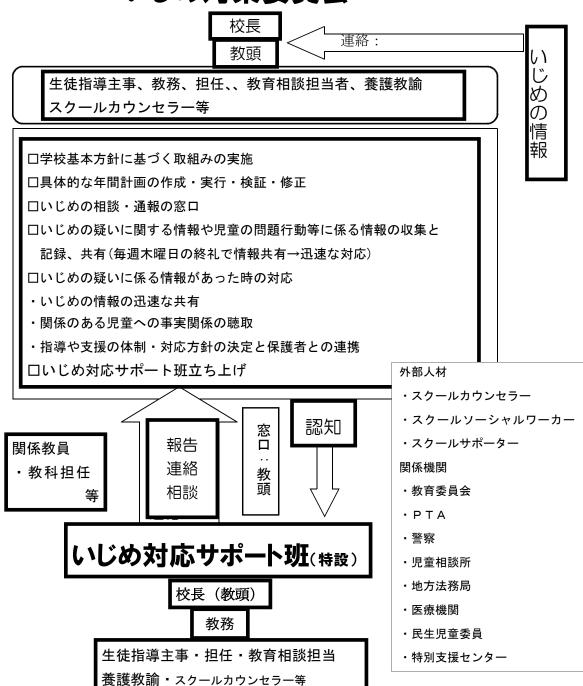
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) **校長、**教頭、教務、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭 スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や 警察や児童相談所などとの連携

いじめ対策委員会(常設)

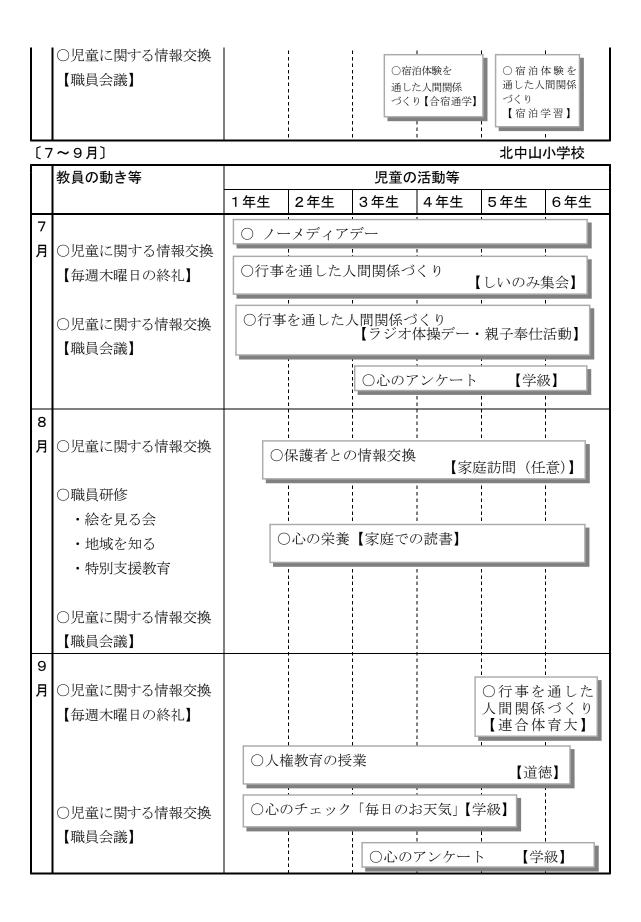


- □いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 口事実確認作業
- 口関係児童への対応
- □関係保護者への対応
- 口関係機関との連携
 - *必要に応じて、警察への協力要請
- □事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画

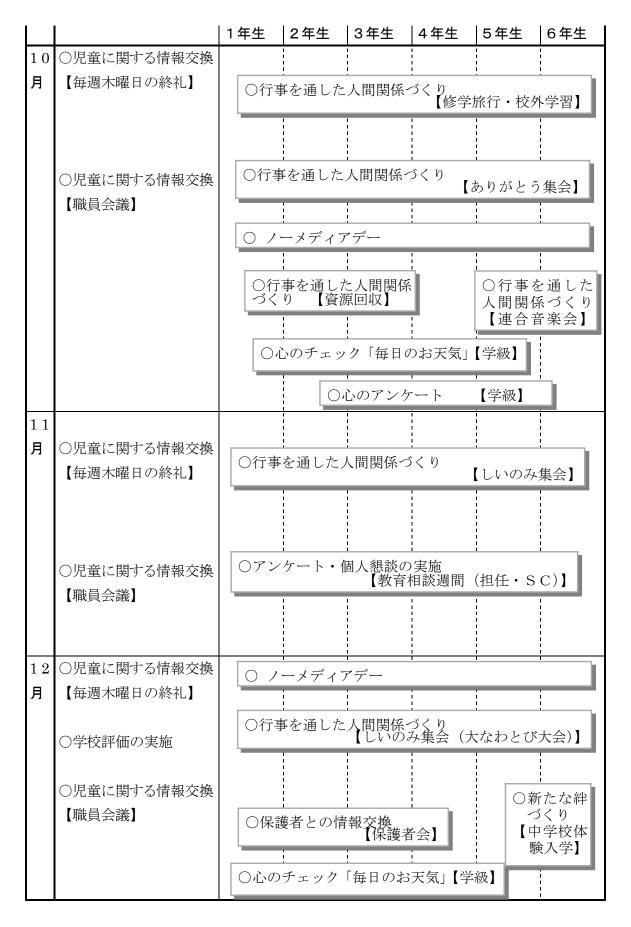
【いじめ対策の年間行動計画】[4~6月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2年生	3年生	4 年生	5年生	6年生
4	○いじめ防止基本方針に	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】					
月	ついての検討	○スクールカウンセラーが学級に入って給食【SC】					
	○「あのねボックス」の						
	設置【保健室前】	○保護者との					
	○職員研修	【家庭訪問】					
	・ポジティブ教育推進						
	・ユニバーサルデザイン	○保護者との情報交換 【自宅確認・家庭訪問(任意)】					
	の授業づくり・環境づくり	THE PREMIS SOME MAILED (ITTEN)					
	○いじめ対策に関わる	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級】 ○行事を通した人間関係づくり 【しいのみ班結成】					
	共通理解						
	○児童に関する情報交換						
	○「いじめ防止基本方針」						
	のHP更新		! ! !	! ! !	 	I I I	! ! !
	○児童に関する情報交換			心のアン	ケート	【学級】	
5	【職員会議】						
月	○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり 【しいのみ集会】 ○行事を通した人間関係づくり 【校内体育大会】					
,,	【毎週木曜日の終礼】						
	TACTOM TO SACTOM						
		・絆づくり・リーダーの存在・幼小連携					
		○あいさつ運動 【児童会】					
	○心のチェック「毎日のお天気」【学級】						
	○児童に関する情報交換		:		:	!	i ! !
	【職員会議】	〇アン	ケート・作	固人懇談の		(+0 H)	
			, T	【 教 月	相談週间	(担任・S :	
6		0 /	ーメディア	デー			
月	○児童に関する情報交換	○保護者との情報交換 【保護者会】					
	【毎週木曜日の終礼】						
	○極業研究	○行事を通した人間関係づくり					
	○授業研究 【授業改善、規律の確立】 ○行事を通した人間関係づくり 【しいのみ集会・核						学習】
							級】



[10~12月] 北中山小学校

教員の動き等 児童の活動等



〔1~3月〕 北中山小学校

